

# 飛島村業務継続計画（地震災害編）

[第三版]

平成31年3月



# 飛島村業務継続計画（地震災害編）

[第3版]

## 目次

<b>1. 基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1.1. 業務継続計画（地震編）の基本的考え方 .....	1
1.2. 基本方針 .....	7
<b>2. 計画の前提条件（前提とする地震と被害の想定）</b> .....	<b>8</b>
2.1. 前提とする地震 .....	8
2.2. 飛島村の被害状況 .....	9
2.3. ライフラインの復旧予測 .....	10
2.4. 村役場の資源と想定被害状況 .....	11
<b>3. 業務継続計画の重要要素</b> .....	<b>12</b>
3.1. 業務継続計画の重要要素の概要 .....	12
3.2. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 .....	12
3.3. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 .....	16
3.4. 電気、水、食料等の確保 .....	17
3.5. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 .....	19
3.6. 重要な行政データのバックアップ .....	20
<b>4. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定</b> .....	<b>21</b>
4.1. 非常時優先業務の位置づけ .....	21
4.2. 非常時優先業務 .....	23
<b>5. 事前対策の検討</b> .....	<b>28</b>
5.1. 業務継続のための必要資源 .....	28
5.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題） .....	31
5.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討 .....	33
5.4. 業務継続マネジメント .....	37



## 1. 基本的な考え方

### 1.1. 業務継続計画（地震編）の基本的考え方

#### (1) 策定の目的

東海地震や東南海地震などの大地震が発生した場合には、村役場そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができない。加えて震災に伴う膨大な応急対策業務も発生する。これらの業務が中断すると村民の生命、生活及び社会活動に大きな支障が生じる。

そこで村は、震災時に迅速かつ確に飛島村地域防災計画（以下、「地域防災計画」という）に基づく応急対策業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、震災時にも必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを村民等に継続的に提供し、最短で平常業務に復することが求められる。そのためには、あらかじめ各業務に優先順位をつけて、事前に必要な資源の準備や業務の対応方針・手段を定め、震災に備えることが必要である。

このようなことから、大地震が発生した際に取り組みべき業務を明らかにし、対応するための事前の方策についてとりまとめた飛島村業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（地震災害編）（以下、「BCP 地震編」という）を策定した。

#### (2) 業務継続計画で明らかにする事項

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人や物、情報等利用できる資源に成約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である、

本村の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完する行動マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、または相まって、本村が被災し資源が制約された条件下でも非常時優先業務の実施を確保するものである。

業務継続計画は、計画を策定すれば災害時の業務継続が滞りなく行えるというものではない。計画策定時点では、災害時の業務継続を図るために今後必要な課題とその対策を明らかにするものである。策定以降、課題を解決する対策を着実に実施することで、はじめて万全な状況に近づけることができる。計画策定をもって終わりではなく、検討と対策を続けることが不可欠である。

表 1.1.1 業務継続計画の検討事項

①災害時に継続すべき通常業務の絞り込み
②非常時優先業務の洗い出しと優先順位の決定
③必要資源の過不足の検証
④絞り込んだ業務を震災時に実施するための課題解決策の明示

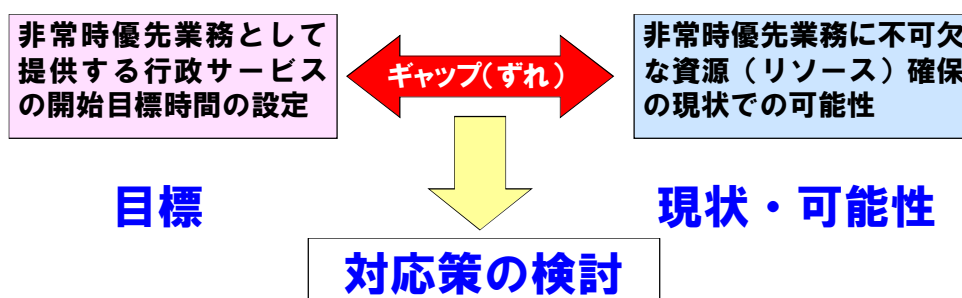


図 1.1.1 業務継続計画の検討イメージ

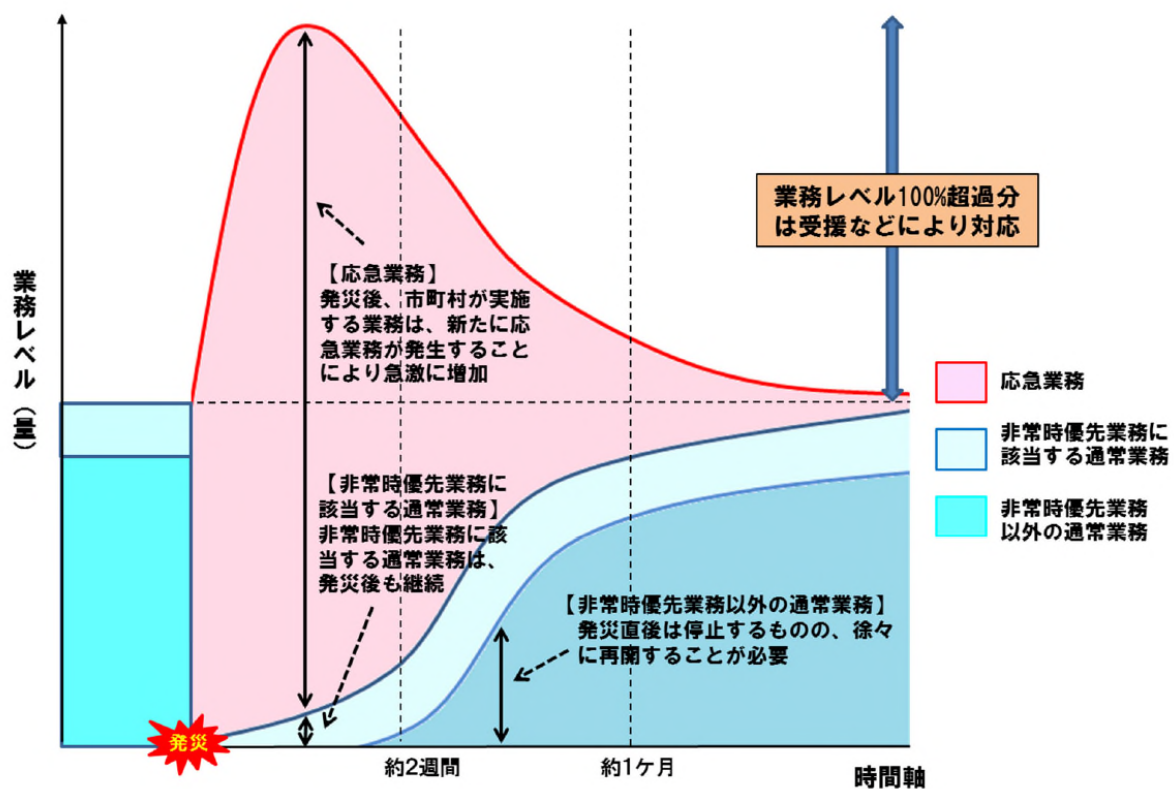
### (3) 業務継続計画導入の効果

業務継続計画の導入により、以下の効果が考えられる。

表 1.1.2 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、村役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、村役場の防災力を強化することが可能になる。
- 村役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能になる。

災害発生時には業務量が急激に増加し、極めて膨大となるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



※時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、上記以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

図 1.1.2 発災後に村が実施する業務の推移（「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月 内閣府）より）

#### (4) 業務継続計画の対象

##### a) 対象とする組織・執務実施場所の範囲

業務継続計画では、村役場の全課の業務を対象とする。

また、執務実施場所は、村役場本庁舎を主な対象とする。

##### b) 対象とする業務

業務継続計画で対象とする業務は、大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）である。具体的には、災害発生後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

表 1.1.3 非常時優先業務

①優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
②主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
③主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

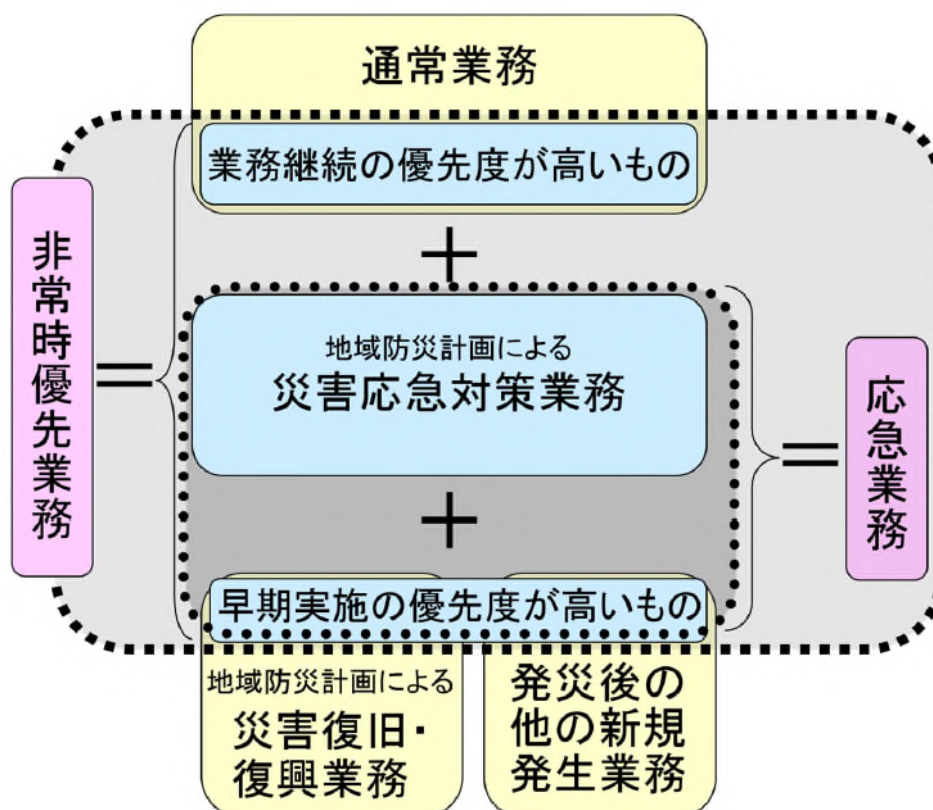


図 1.1.3 非常時優先業務の位置づけ

## (5) 地域防災計画と業務継続計画の関係

飛島村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、飛島村防災会議が作成する計画である。その目的は、村、愛知県、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、飛島村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧ならびに復興を行い、飛島村の地域ならびに村民の生命・身体及び財産を災害から守ることにある。ただし、地域防災計画は行政機関の被災を前提にしていない。

一方、業務継続計画は、地域防災計画の中で策定が位置づけられているが、その目的は、地域防災計画の策定過程で必ずしも検討されていない、村役場自体が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を事前に検討するものである。そのようなヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下を前提として、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を事前に検討し、大規模災害時における緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼をおいた計画である。

表 1.1.4 業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	村役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・ 応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・ 災害予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	職員の支援体制の記載は必要事項ではない

表 1.1.5 地域防災計画における位置づけ

### ● 「飛島村地域防災計画 —地震・津波災害対策計画—」(H27.3) における位置付け

#### 第 2 編 災害予防

#### 第 1 章 防災協働社会の形成推進

#### 第 1 節 防災協働社会の形成推進

#### 1 村における措置

#### (3) 業務継続計画の策定

村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努める。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂等を行う。



## (6) 業務継続計画の改訂

平成 24 年度に策定した BCP 地震編 [第 1 版] の「4.4. 業務継続マネジメント」で示したとおり、業務継続力の向上のためには PDCA サイクルにより業務継続計画を推進する必要がある。

平成 25 年度は、BCP 地震編 [第 1 版] をもとに、大規模地震による津波浸水の発生を前提とした飛島村業務継続計画（津波災害編）[第 1 版]（以下、「BCP 津波編」という）を策定した。

平成 26 年度は、BCP 地震編 [第 1 版] の実効性を高めるために、大規模地震が発生したと仮定して職員を対象にした防災訓練（以下、「BCP 訓練」という）を行った。さらに、BCP 訓練の結果から得られた課題を踏まえ、BCP 地震編の改訂を行った。

平成 30 年度は、BCP 地震編 [第 2 版] を基に、職員の実践力の向上に主眼をおいて、発災直後の 2 時間を対象として訓練を行い、そこで明らかになった課題を踏まえて BCP 地震編を改訂した。

## (7) BCP 訓練

BCP 地震編の改訂を念頭に実施した BCP 訓練の内容は下表のとおりである。

大規模地震発生後の初動期（発生後 1 日目）には情報が錯そうし、対応の混乱が想定されることから、初動期を中心とした対応の確認及び課題の把握を目的として、図上型訓練（対応型訓練及び討論型訓練）を実施し、BCP 地震編の非常時優先業務の妥当性の検証及び、事前対策検討上の課題を検討した。

訓練では発災後の経過時間について、対応型訓練は発災後約 3 時間程度の初動期（平日）、討論型訓練は発災後 1 日目（平日、休日）と 2～3 日目を対象とした。

表 1.1.6 BCP 訓練の実施概要

テ	マ	大規模地震発生時の初動期の対応の確認及び課題の把握
目	的	大規模地震発生時の初動期における村職員の判断等の疑似体験を通じ、災害時の対応業務の妥当性や、対応の課題を把握し、BCP 地震編の改訂に反映する。 【BCP 訓練の反映事項】 ・ BCP 地震編の非常時優先業務の妥当性の検証 ・ BCP 地震編の課題、事前対策の確認
訓	練	対応型訓練
手	法	○対応型訓練 ・ 休日や夜間発災時に短時間で参集可能な村内在住職員を主な対象者として、災害対策本部員及び各班における大規模地震発生時の意思決定及び対応行動を模擬的に実施 ・ 平日夜の発災後 2 時間の業務を対象（訓練時間は 120 分）

(8) 業務継続計画の策定プロセス

業務継続計画は以下の流れで策定した。

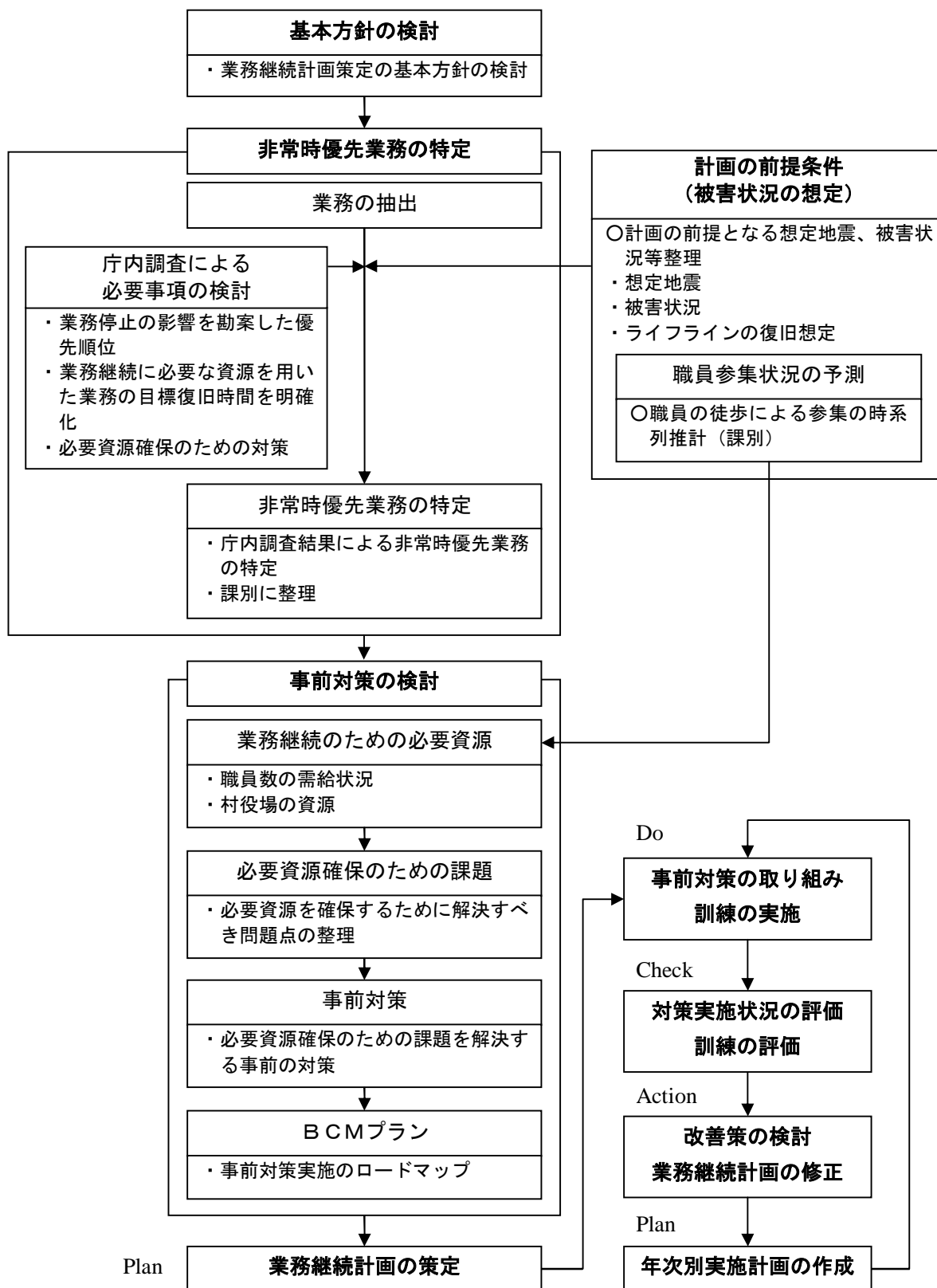


図 1.1.4 業務継続計画の策定プロセス

## 1.2. 基本方針

### (1) 基本方針

南海トラフ巨大地震などの、村民等や村内の社会経済活動に多大な被害を及ぼす恐れのある大規模災害に対し、村がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、円滑な実施を図る。

表 1.2.1 基本方針

- ①村民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）
- ②非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する
- ③計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する

### (2) 適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、村職員が実施する業務全般とする。

村の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について主管課と業者間であらかじめ調整を行うものとする。

### (3) 実施体制

非常時優先業務の実施にあたっては、地域防災計画で定める飛島村災害対策本部の組織体制のもとにおいて実施する。

### (4) 発動基準

災害発生時における業務継続計画の内容に関する発動の判断は、飛島村災害対策本部において行う。

### (5) 平常時の運用

業務継続計画は、業務継続マネジメント（BCM）により、平常時から持続的な改善を行うものとする。

## 2. 計画の前提条件（前提とする地震と被害の想定）

### 2.1. 前提とする地震

BCP地震編の検討の前提となる想定地震は、飛島村地域防災計画（平成27年3月改訂）と同様に平成14年度及び平成15年度に愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」における想定地震のうち、村で被害が最大となる「想定東海・東南海地震連動（Mw8.27）」とする。

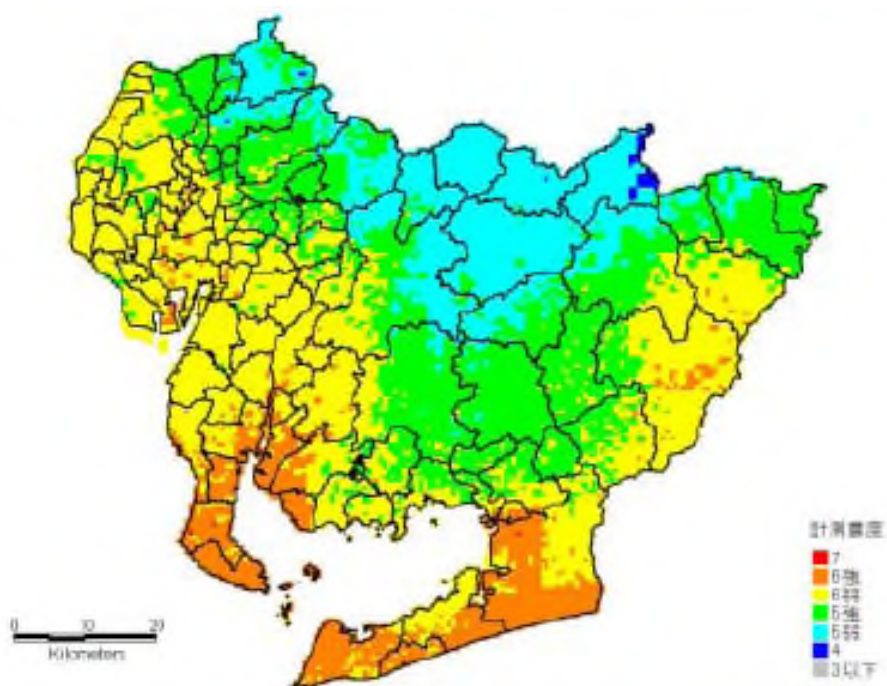
村は、本想定よりも大きな地震の発生も予想され、被害がさらに大きくなる可能性もあるとの認識をもち、計画の策定を行う。

なお、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による被害の発生を受けて、愛知県は平成26年度に南海トラフ巨大地震などを考慮して地震被害想定を見直したところであり、村でも平成26年度に独自の被害想定を実施しているところである。BCP地震編〔第2版〕における想定地震は、村の被害想定が見直し中であることから、BCP地震編〔第1版〕のままとする。今後、村の地震被害想定の結果が従来と大きく異なる場合には、後述のBCMに従ってBCP地震編の見直しを行うものとする。

地震の発生季節・時刻は、想定地震が「冬の夕方18時」に発生した場合とする。また、業務継続を図るために重要となる職員の確保は、職員が退庁して自宅等にいる場合（休日・夜間等）を想定する。

表 2.1.1 前提とする地震

種	類	想定東海・東南海地震連動
震	源	東海・東南海
規	模	Mw8.27
発生季節・時刻		冬の夕方18時
風	速	6m/s（西北西）



資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」、平成15年3月、愛知県防災会議地震部会

図 2.1.1 想定東海・東南海地震連動の震度分布

## 2.2. 飛島村の被害状況

想定東海・東南海地震連動Mw8.27（風速 6m/s、平日・冬 18 時）による飛島村の被害想定は下表のとおりである。このうち、液状化は全村において発生可能性が高く、自動車やバイクによる村内の移動に支障が生じると想定される。

なお、地震による津波浸水は発生しないことを前提とする。

表 2.2.1 区域の被害一覧

（想定東海・東南海地震連動Mw8.27、風速 6m/s、平日・冬 18 時）

項目		現況量		
現況	人口(人)	5時	約4,800	
		12時	約13,000	
		18時	約8,300	
	建物棟数(棟)	約3,800		
項目		被害量		
地震動・液状化	計測震度面積率	震度5弱以下	0%	
		震度5強	2%	
		震度6弱	80%	
		震度6強	18%	
		震度7	0%	
	液状化危険度面積率	極めて低い(PL=0,対象外)	0%	
		低い(PL=0~5)	0%	
		高い(PL=5~15)	2%	
極めて高い(PL=15~)		98%		
建物被害		棟数	割合	
	全壊	約350	9.2%	
	半壊	約590	15.5%	
	合計	約940	24.7%	
火災(冬18時)	出火件数	若干		
	焼失棟数	若干		
ライフライン被害	上水道(戸)	約1,400		
	都市ガス(戸)	約10		
	LPガス(戸)	約160		
	電力(口)	約420		
	電話(件)	約570		
人的被害		死者数(人)	負傷者数(人)	
	死傷者数	冬早朝5時	-	約90
		春秋昼12時	約10	約150
		冬夕刻18時	約10	約100
帰宅困難者数(突発時)		約4,000		
社会機能支障	避難所生活者数(1日後)(人)	自宅建物被害による	約220	
		ライフライン支障による	約920	
	計		約1,140	

注. 帰宅困難者の想定は、昼間に大規模地震が発生し交通機関等が停止した場合を前提としたものであり、交通機関が停止する地域が限定される場合には、上記数値よりも帰宅困難者は少なくなることが考えられる

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」、平成 15 年 3 月、愛知県防災会議地震部会

### 2.3. ライフラインの復旧予測

飛島村におけるライフラインの復旧状況は、下表のとおり、愛知県 BCP の想定と同様とする。  
 なお、東日本大震災においても、9割を超える復旧率の達成日数はおおむね同様である。

表 2.3.1 ライフラインの復旧期間

	愛知県	東日本大震災		
			復旧率	備考
電力	約1週間	1週間:90%超 2週間:95%超	約96%	
通信	1週間程度	2~3週間:90%超 3~7週間:95%超	約99%	携帯電話
都市ガス	1ヶ月程度	5週間:90%超 6週間:約100%	約86%	
LPガス	1~2週間程度	-	約95%	
上水道	1ヶ月以内	4週間:90%超 6週間:95%超	約98%	
下水道	1ヶ月程度	-	-	

資料：「愛知県庁業務継続計画（愛知県庁 BCP）[想定東海・東南海地震連動編]」、平成 21 年 11 月、愛知県

資料：東日本大震災・・・「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編 Ver3、5 月 31 日まで）岐阜大学能島」土木学会東日本大震災特別委員会情報共有サイト

資料：東日本大震災（復旧率）・・・「主なインフラ等の応急的な復旧状況」復興庁（120521 公表資料）

## 2.4. 村役場の資源と想定被害状況

飛島村本庁舎における被害状況等を想定したものが下表である。

本庁舎以外の地域防災計画上の参集場所（すこやかセンター、総合社会教育センター、公民館分館、敬老センター、飛島学園、保育所）の耐震性はあり、本庁舎と同様の状況と想定する。

表 2.4.1 飛島村本庁舎の被害状況

項目		被害状況の想定
地震動		・ 震度6弱の揺れが発生。人は立ってられない
建物被害	構造・外観	・ 耐震性はあり、大きな建物被害はなく、庁舎は利用できる ・ 火災の発生はない
	内部	・ 壁に亀裂が発生する場合もみられる
ライフライン被害	電気	・ 地震発生直後に停電する箇所があるが、早期に復旧 ・ 非常用電源は最大12時間、各課で最小限稼働する
	ガス	・ ガスは停止する
	上水道	・ 管路被害の可能性があり断水する
	下水道(集排等)	・ 管路被害や停電により処理が停滞する
人的被害		・ 職員に死者は発生しない ・ エレベーターの閉じ込め被害は発生しない
庁内の様子	室内	・ 扉のないキャビネットから書類等が飛び出し散乱する ・ 配管損傷によりトイレや給湯室で水漏れが発生する
	PC	・ 固定していないPCやモニター倒れる(非常用電源による復旧。ノートPCはバッテリー残量あるうち使用可)
	サーバ	・ 庁内サーバは転倒防止措置をしており、非常用電源もあるため稼働する
	プリンタ・コピー機	・ 固定していないコピー機等が動く。損傷ないが電気復旧まで、非常電源により一部が利用できる
	通信	・ 一般電話・携帯電話は輻輳により通話できないが、本庁と避難所や消防警察の防災関係機関とは無線により通信は可能 ・ 非常時優先電話は使用可能 ・ メールは使用できるが送受信に時間かかる
	トイレ	・ トイレに損傷はないが断水で使用禁止
災害時の職員用備蓄		・ 職員用の備蓄は村内居住の職員用の備蓄品等を配分して使用

### 3. 業務継続計画の重要要素

#### 3.1. 業務継続計画の重要要素の概要

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））に示された「業務継続計画の重要 6 要素」は下表のとおりある。

表 3.1 業務継続計画の重要 6 要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

資料：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））

#### 重要要素の現況

重要 6 要素の (6) 非常時優先業務の整理を除く 5 要素について、本村の H29. 10. 1 現在の現況は次のとおりであった。

#### 3.2. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

次のとおり、飛島村地域防災計画（H29. 3）に規定されている。

##### (1) 首長の職務代行の順位

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位	第 5 順位
副村長	総務部長	—	—	—

資料：飛島村地域防災計画（H29. 3）p71



(2) 参集体制  
【地震時】

表 3.2.1 非常配備の区分

配備区分	配備時期	非常配備員	業務の内容
第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき。	職員動員配備表に掲げる「第1非常配備」の要員をもって充てる。	1 情報の収集、伝達 2 第2、第3非常配備に備えた体制の確立 3 軽易な災害の予防、応急対策の実施
第2非常配備	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。	職員動員配備表に掲げる「第2非常配備」の要員をもって充てる。	1 災害警戒本部、災害対策本部の設置* 2 情報の収集、伝達 3 県への報告（震度5強以上の地震が発生した場合は、県のほか消防庁にも報告）
第3非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。	全職員	4 災害の予防、応急対策の実施 5 防災関係機関の実施する災害応急対策の総合調整

\* 災害警戒本部は、地震発生の危険性が高まりつつある場合に設置する。

災害対策本部は、震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合、村長が必要と認めた場合に設置する。

資料：「飛島村地域防災計画地震災害対策計画編」（H27.3）

◎災害警戒本部・災害対策本部の設置基準

区分	設置基準
災害警戒本部	○地震発生の危険性がたかまりつつある場合に設置
災害対策本部	○村域内に、震度5弱以上の地震が発生したとき。（自動設置） ○震度4でも、相当規模の災害が発生したとき。（村長が必要と認めた場合） ○愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは特別警報（大津波警報）が発表されたとき（村長が必要と認めた場合）

資料：飛島村地域防災計画（H29.3）p71～p72

### (3) 職員の参集状況

#### 【参集想定的前提条件】

##### a) 参集率の算出対象人数

飛島村地域防災計画地震災害対策計画編で地震災害時の非常配備体制が定められており、第3非常配備においては、全職員が非常配備員として参集することとなっている。

参集率の算出においては、夜間・休日の災害発生後に自宅から災害対策本部設置時の参集場所に参集すると想定し、飛島村の総職員数 97 名（H24.4.1 現在）から特別職（村長、副村長、教育長）を除いた 94 名を算出対象人数とした。

##### b) 参集率の算出方法

参集率の算出は、基本的に「愛知県庁業務継続計画（想定東海・東南海地震連動編）」（H21.11）の考え方をもとに、表のとおり設定した。

参集先は役場庁舎を基本とするが、飛島村地域防災計画で設定されているすこやかセンター、総合社会教育センター、公民館分館、敬老センター、飛島学園、保育所の職員は当該各施設に参集するものとした。ただし、課長職以上の職員は役場庁舎（災害対策本部）に参集するものとした。

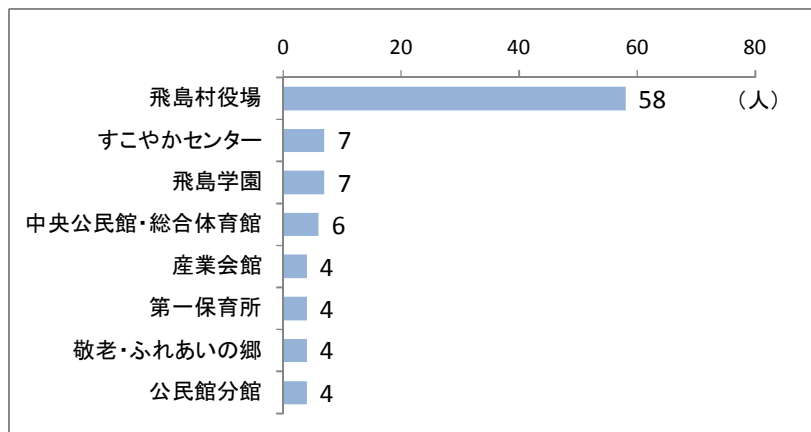
職員の自宅から参集先までの距離は経路検索により測定した。参集の速度は徒歩で 3km/h とし、出発まで 30 分かかるものと想定した。

また、飛島村には十分な公共交通機関がないため、職員は庁舎内に留まる（宿泊する）と想定した。さらに、職員の居住地別に愛知県被害想定（H15）の死傷者率を乗じた場合、合計は死傷者率 1% であることから、最終参集率は 99% と設定した。

表 3.2.2 職員参集の考え方

	対象職員	移動手段	参集率
発災～3 日目	徒歩の移動が可能な参集場所から 20km 圏以内居住職員	徒歩	20km 圏内居住職員の 7 割が参集場所に順次参集
4 日目～6 日目	全職員	(交通機関)	全職員の 7 割が参集場所に順次参集
7 日目以後			全職員の 99% が参集場所に参集

注. 「愛知県庁業務継続計画（想定東海・東南海地震連動編）」（H21.11）をもとに作成



注. 職員の参集先（所属先）は、課長職以上の職員は役場庁舎（災害対策本部）に参集するものとして振り分けた

図 3.2.1 参集先別参集職員数

【参集状況の想定結果】

発災後～3日目までは、20km圏内職員数（92名）のうち、参集先からの距離が近く、参集可能性が高い職員を対象とした結果、64名（68%）が参集する。4日目～6日目は、3日目までの職員64名が庁舎に滞在するものと想定した。7日目以後は、全職員の99%にあたる93名が参集できるものとした。なお、課長級以上の管理職は3時間以内に参集する。

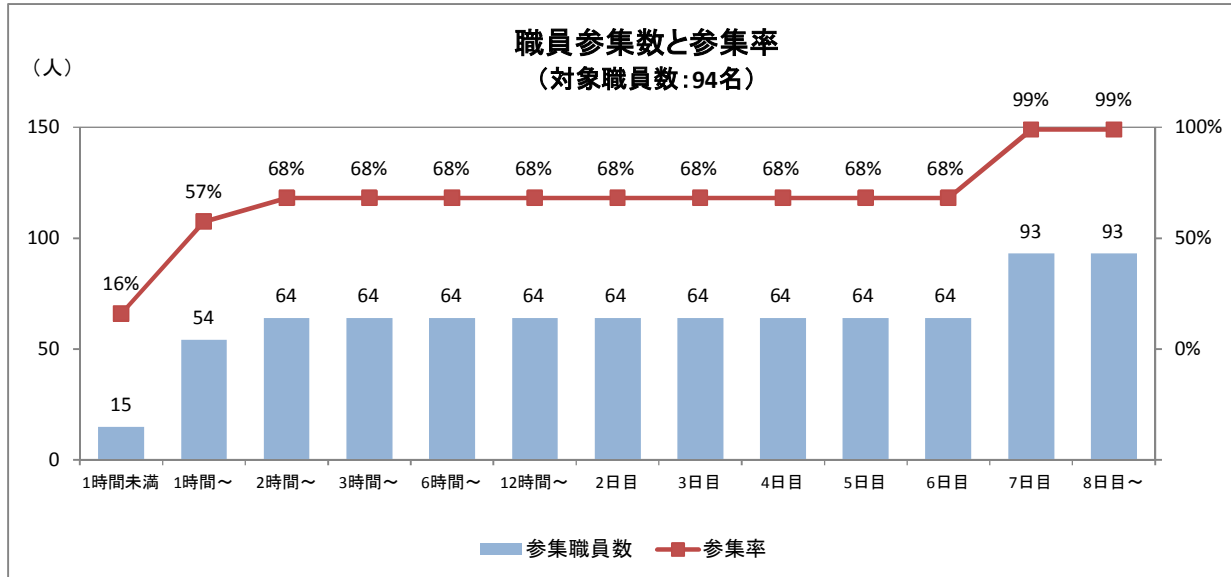


図 3.2.2 時間別の参集職員数・参集率の推移（休日・夜間）

### 3.3. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部は、飛島村役場 2 階の「災害対策本部」に設置。代替施設は、「公民館分館」、  
「中央公民館」を予定している。

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他 (土砂災害・火災等)	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
公民館分館	S53		○				○		○	○	風水害 地震	○
中央公民館	S57	○	○	○	○	○	○		○	○	風水害 地震 津波	○

### 3.4. 電気、水、食料等の確保

飛島村役場では非常用発電機 1 台を駐車場屋上（高所）に設置しており、燃料備蓄は 72 時間分あるが、中央公民館と共用である。公民館分館では非常用発電機 1 台あるが、燃料備蓄はない。ポータブル電源は本庁舎に蓄電池 1 台（約 3 時間使用可能）、防災倉庫にガス発電機 7 台（約 15.4 時間発電可能）とガソリン発電機 5 台（約 20 時間発電可能）の備蓄がある。

職員専用の飲料水は 500 リットル、食料は 7 日分備蓄がある。トイレは簡易トイレが 200 個、便収納袋が 3,800 回分である。

救命ボートは、アルミボート 21 台とゴムボート 14 台の備蓄がある。

#### (1) 非常用発電機と燃料の確保

##### 【飛島村役場】

非常用発電機	( 1 ) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	駐車場屋上（高所）に設置（中央公民館と共用）
燃料備蓄	( 72 ) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部フロア [ ○ ]</li> <li>・非常用エレベーター [ ]</li> <li>・通信、ネットワーク機器 [ ○ ]</li> <li>・その他の重要機器 [ ]</li> </ul> ( )

##### 【公民館分館】

非常用発電機	( 1 ) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	浸水区域外（津波）
燃料備蓄	( なし ) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部フロア [ ○ ]</li> <li>・非常用エレベーター [ ]</li> <li>・通信、ネットワーク機器 [ ○ ]</li> <li>・その他の重要機器 [ ]</li> </ul> ( )

##### 【中央公民館】

非常用発電機	( 1 ) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	役場庁舎と共用
燃料備蓄	( 72 ) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部フロア [ ○ ]</li> <li>・非常用エレベーター [ ]</li> <li>・通信、ネットワーク機器 [ ○ ]</li> <li>・その他の重要機器 [ ]</li> </ul> ( )

(2) ポータブル電源の備蓄

項目	数量	保管場所	使用可能時間
蓄電池 (CUBOX IPAC-C-1000-U-LiT6-A)	2台	役場 すこやかセンター (各1台配備)	蓄電容量 3.3kwh で約 3 時間 (1000VA) 使用可能 (1台あたり)
ガス発電機 (エネポ EU9iGB)	7台	防災倉庫	カセットボンベ 2本で約 2.2 時間 発電可能 7台×2.2時間=15.4時間発電可能
ガソリン発電機 (HONDA EX900 等)	5台	防災倉庫	約 4 時間発電可能 5台×4時間=20時間発電可能

(3) 職員用の水、食料等の備蓄

項目	備蓄量	備蓄場所
飲料水	( 500 ) リットル	役場 2 階、防災倉庫
食料	107人×7日分 (1日3食) 朝食 (乾パン、クラッカー、おかゆ、 缶入りソフトパン) (1食) 昼・夕食 (アルファ化米) (2食) 副食 (サバ味噌煮、筑前煮等) えいようかん、ビスコ	役場 2 階、防災倉庫
仮設トイレ	簡易トイレ ( 200 ) 個 便収納袋 ( 3,800 ) 回分	防災倉庫
簡易ベッド	( なし ) 台	
毛布	( 321 ) 枚	

(4) 救命ボートの備蓄

項目	数量	備蓄場所
アルミボート	21台	防災倉庫、飛島学園、第一保育所、産業会館、敬老センター、 三福一時避難所、大宝一時避難所：各1台 分団倉庫 (7分団)：各1台 (計7台) 南拠点避難所：2台 公民館分館：5台
ゴムボート	14台	中央公民館ホールロビー、総合体育館、三福一時避難所：各1台 大宝一時避難所：2台 北拠点避難所、新政成一時避難所、服岡一時避難所：各3台

### 3.5. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

通信機器の確保は、次のとおり確保されている。

項目	数量	保管場所	運用状況 (使用訓練の 実施状況など)
県防災用行政無線	本庁舎ほか、村所管 の全ての電話で使用 可能。	本庁舎1階、2階 ※防災情報システムは本庁舎 2階	少なくとも年1 回村総合防災 訓練で使用
地域防災無線（移動系）	携帯（15）台 車携帯（8）台 半固定（18）台		同上
村防災行政用無線	村内（56）箇所	親機の保管場所 [本庁舎2階]	同上
コンビナート防災用無線	（1）箇所	親機の保管場所 [本庁舎1階]	同上
衛星携帯電話	（1）台	本庁舎2階	
災害時優先電話	（17）回線	本庁舎（7）、2階 第一保育所、1階 飛島聖苑、1階 すこやかセンター（2）、1階 飛島学園（3）、1階 中央公民館、1階 敬老センター、1階 公民館分館、1階	
防災携帯電話	（2）台	本庁舎2階	同上
上記通信機器用の電源の確保状況			

注．災害時優先電話には、平成28年9月に配備した携帯電話6台（本庁舎3台、すこやか1台、飛島学園2台）を含む。

### 3.6. 重要な行政データのバックアップ

クラウド化して遠隔地サーバーで保管、DVD-R による保管、専用バックアップ装置による保管で対応されている。

種別	担当課	バックアップ状況 (紙ベース)	バックアップ状況 (デジタルベース)
行政文書データ等	企画課		庁内サーバー及びクラウド化による遠隔地サーバーにて保管
各村税の賦課、収納に関する情報	税務課		遠隔地サーバーにて保管
固定資産（土地家屋）図面	税務課	紙ベースで保管	DVD-Rにて保管
道路台帳等	建設課	紙ベースで保管	DVDにて保管
住民記録 戸籍 児童手当情報 (村)遺児手当情報 心身障害者扶助料情報 人工透析通院費助成金情報 国民健康保険業務 国民年金業務 福祉医療	住民課		庁内サーバーとクラウド化による遠隔地サーバーに保管
後期高齢者医療	住民課		専用バックアップ装置



## 4. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定

### 4.1. 非常時優先業務の位置づけ

#### (1) 非常時優先業務の定義

前述のとおり、業務継続計画で対象とする業務は、大規模な地震発災時においても優先して実施すべき「非常時優先業務」である。

非常時優先業務は、基本的に1週間以内（地震発生当日～7日目まで）に着手しなければ、村民生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。

#### (2) BCP 訓練結果からみた非常時優先業務の見直し項目

平成30年度のBCP訓練の結果から、BCP地震編〔第2版〕の非常時優先業務に追加した業務、業務着手を遅らせたり早めたりした開始時期変更業務はないが、対応に留意すべき事項が見出された。

##### ・被害状況の共有

→建設班を中心に村内の被害状況を集約し、庁舎内ではある程度共有できていたようであるが、避難所までは伝わっていない。定期的に伝達する仕掛けが必要。

⇒「10 各班の連絡・調整」で実施する。

##### ・マスコミ対応（役場からの情報発信）

→村民に安心していただくためにも、役場から積極的に情報発信していくことが望ましい。その意味で、マスコミにも情報を提供し、インタビューにも応じるなどして、役場がきちんと機能していることを示していけるように、準備しておくべき。

⇒「48 広報資料の収集および発表」で対応する。

##### ・情報のまとめ方のデフォルト化

→避難者数の集計や被害状況のまとめ方を定めておくのも良い。ホワイトボードに、避難所名を記入した枠を作成しておき、入電があり次第避難者数等を記入できるようにデフォルト化しておく。また、被害状況も地図に記入しつつ、死傷者数や家屋被害数は本部のホワイトボードに記入する枠を定めておく。そうすることで、マスコミからの問合せにも即座に回答可能になる。

⇒「48 広報資料の収集および発表」で対応する。

##### ・応急救護所の開設時期

→応急救護所の開設時期を、もっと早くする。（災害対策本部立ち上げ後速やかに開設すべき）

→飛島村は、管内の医療機関の被災により、必要な医療を提供できないとき及び医療機関における診療能力を超える傷病者が発生したとき若しくはそのおそれがあるときは、飛島村災害対策本部の指示（震度6弱以上の地震が発生した場合は自動開設）により医療救護所を設置する。（「飛島村災害時医療救護活動計画（医療救護所開設マニュアル）平成31年3月」より）

【以下は日常的に平時から実施する】

・機材の日常整備と定期点検

→防災無線や防災携帯等、災害時に使用する機材を定期的に使用・点検するように定める必要がある。

・備品の保管場所の明示と使用方法の共有

→災害対策本部内や避難所の備品の保管場所や使用方法について、だれでもすぐにわかるように明示しておいたほうが良い。また、職員には、定期的に使用方法の講習をしておく必要がある。

・避難所の中の仕組みの共有

→避難所の中の仕組みを職員が知らない場合が多い。各避難所に実際に行ってみて確認する機会を設定する必要あり。

・ハラル食、アレルギー食の備蓄

→非常食の中に、ハラル食やアレルギー対応食等も備蓄しておく必要がある。

・外国語対応

→各避難所に複数言語での説明プレートを置く。あるいは翻訳機を配備する。

4.2. 非常時優先業務

(1) BCP 地震編 [第3版] の非常時優先業務

表 4.2.1 非常時優先業務

(※保健福祉課は福祉課と保健環境課に分課)

■BCP地震編[第2版]非常時優先業務

\*BCP地震編[第1版]絞り込み後118業務に、BCP訓練結果を勘案した非常時優先業務

注: 災害対応業務と同内容の業務に区分した通常業務は、災害対応業務で換算  
注: 追加業務、開始時期変更業務の必要人数は、類似業務から勘案

職員数: 正規のみ

…追加業務 …削除業務 …開始時期変更業務

NO	業務区分	業務名	担当課	業務開始目標時間と対応期間別職員数 (非常時優先業務) 必要職員数															
				災害対策本部 各班	A					B		C					D		
					1時間 未満	1時間 ~	3時間 ~	6時間 ~	12時間 ~	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 ~			
1	通常業務	基幹業務/システム機器管理事業	企画課	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
2	通常業務	情報システム機器管理事業	企画課	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
3	災害対応業務	本部設置準備	総務課	総務班	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0										
4	通常業務	庁舎等維持管理事業	総務課	-						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
5	通常業務	総務管理事務事業	総務課	-								1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
6	災害対応業務	非常配備の指令	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5										
7	災害対応業務	避難勧告又は命令の伝達	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	教育課	教育班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	経済課	経済班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	経済課	経済班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	建設課	建設班(建設保)															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	建設課	建設班(輸送保)															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	住民課	住民班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	生涯教育課	教育班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	生涯教育課	教育班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	税務課	経理班															
	災害対応業務	庁舎内の安全確認	福祉及び保護	厚生班															
8	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5										
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	経済課	経済班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	経済課	経済班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	建設課	建設班(建設保)															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	建設課	建設班(輸送保)															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	住民課	住民班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	福祉及び保護	厚生班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	教育課	教育班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	生涯教育課	教育班															
	災害対応業務	応急対策従事職員数の把握	税務課	経理班															
9	災害対応業務	班員の安全確保	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
	災害対応業務	班員の安全確保	経済課	経済班															
	災害対応業務	班員の安全確保	経済課	経済班															
	災害対応業務	班員の安全確保	建設課	建設班(建設保)															
	災害対応業務	班員の安全確保	建設課	建設班(輸送保)															
	災害対応業務	班員の安全確保	住民課	住民班															
	災害対応業務	班員の安全確保	税務課	経理班															
	災害対応業務	班員の安全確保	福祉及び保護	厚生班															
10	災害対応業務	各班の連絡、調整	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
	災害対応業務	要員確保	総務課	総務班															
119	災害対応業務	他班への支援	税務課	経理班	1.0	1.0													
	災害対応業務	他班への応援	住民課	住民班															
11	災害対応業務	防災行政無線及び庁内電話の統制	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
	通常業務	防災設備維持管理事業	総務課	-															
12	災害対応業務	医療救護班の編成	保健環境課	厚生班	1.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0				
	災害対応業務	感染症予防	保健環境課	厚生班															
	通常業務	精神衛生に関すること。	保健環境課	-															
	災害対応業務	応急救護所の設置	保健環境課	厚生班		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
13	災害対応業務	避難所の開設	福祉及び保護	厚生班	3.0	3.0	1.5	1.5	1.5										
121	災害対応業務	避難所開設状況の情報収集	総務課	総務班		0.5	0.5												
14	災害対応業務	避難所開設の協力	教育課	教育班			0.5	0.5	0.5										
15	災害対応業務	避難所開設の協力	生涯教育課	教育班			1.0	1.0	1.0										
16	災害対応業務	避難所の運営	福祉及び保護	厚生班						5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0			
17	災害対応業務	文教施設における避難所の運営の協力	生涯教育課	教育班	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0										
	災害対応業務	避難者の誘導	総務課	総務班															
120	災害対応業務	周辺自治体への情報提供依頼	総務課	総務班	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5										
18	通常業務	緊急医療に関すること。	保健環境課	-		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
19	通常業務	消防管理事務事業	総務課	-		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
20	通常業務	防災対策事業	総務課	-		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
21	通常業務	消防施設維持管理事業	総務課	-			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
22	通常業務	聖苑運営事業	保健環境課	-				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
23	通常業務	聖苑施設管理事業	保健環境課	-				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
24	通常業務	環境監視事業	保健環境課	-				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
25	通常業務	区長会	総務課	-						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
26	通常業務	し尿処理事務事業	保健環境課	-						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
27	通常業務	ごみ収集事業	保健環境課	-						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
28	通常業務	防犯設備維持管理事業	総務課	-						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
29	通常業務	戸籍住基台帳管理事業	住民課	-						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
30	通常業務	農用地保全管理事業	建設課	-												2.0			
31	通常業務	河川総務事務事業	建設課	-												2.0			
32	災害対応業務	本部設置の周知、連絡	総務課	総務班	0.5	0.5													
33	災害対応業務	本部員会議	総務課	総務班		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
	災害対応業務	本部員会議の開催	総務課	総務班															
34	災害対応業務	村防災会議	総務課	総務班												0.5			

職員数：正規のみ

追加業務 削除業務 開始時期変更業務

NO	業務区分	業務名	担当課	業務開始目標時間と対応期間別職員数 (非常時優先業務)必要職員数												
				災害対策本部 各班	A				B		C				D	
					1時間 未満	1時間 ～	3時間 ～	6時間 ～	12時間 ～	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 ～
35	災害対応業務	原本部、支部及び自衛隊との渉外連絡	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
36	災害対応業務 災害対応業務	消防庁への報告 災害対策基本法第53条の規定による被害状況の報告	総務課 総務班												0.5	
37	災害対応業務	自主防災組織との連携	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
38	災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務	災害時要援護者の安否確認 社会福祉施設、医療機関、在宅高齢者、在宅障害者等の状況把握(速報) 社会福祉施設、医療機関、在宅高齢者、在宅障害者等の状況把握 災害時要援護者への家庭訪問 保育所園児、在宅高齢者の避難誘導	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課	厚生班 厚生班 厚生班 厚生班 厚生班		2.0	2.0	2.0		1.0	1.0					
39	災害対応業務	関係協力機関との連絡	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
122	災害対応業務	テレビ等からの情報聴取	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
40	災害対応業務 災害対応業務	被害状況の把握(速報) 被害状況の把握(速報)	経済課 経済班		1.0	1.0	1.0	1.0								
41	災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務	被害状況の把握 被害状況の把握 被害状況の把握	経済課 経済班 経済班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5					
42	災害対応業務	文教施設の被災状況等の把握(速報)	生涯教育課 教育班		1.0	1.0	1.0	1.0								
43	災害対応業務	文教施設の被災状況等の把握	生涯教育課 教育班							1.0	1.0	1.0				
44	災害対応業務	道路、橋梁等の被害調査(速報)	建設課 建設班		1.0	1.0	1.0	1.0		1.0						
45	災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務	道路、橋梁等の被害調査 農地、農業施設の被害状況の把握・報告 土地改良関係施設の被害状況の把握・報告 商工業関係の被害状況の把握・報告 産業会館の状況確認(施設点検、被害状況) 村立学校施設の被災状況等の把握(速報)	建設課 建設班 建設班 建設班 建設班 建設班 建設班	建設班 建設班 建設班 建設班 建設班 建設班 建設班						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
46	災害対応業務	記録写真の撮影及び保存	建設課 建設班		1.0	1.0	1.0	1.0		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
47	災害対応業務	気象予報、地震に関する情報及び対策通報等の収集、伝達	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5					
48	災害対応業務	広報資料の収集及び発表	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
49	通常業務 災害対応業務 災害対応業務	村ホームページ事業 広報の実施 村広報等発行事業(災害時適用)	企画課 総務課 企画課	- 総務班 総務班		0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
50	災害対応業務	診療可能医療機関の情報提供	保健環境課 厚生班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5					
51	災害対応業務	医薬品の調達	保健環境課 厚生班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
52	災害対応業務 災害対応業務	消防、水防活動 行方不明者及び遺体の捜索	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
53	災害対応業務 災害対応業務	消防機関の活動の把握及び指示 被災者の救出	総務課 総務班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
54	通常業務	車両管理事業	総務課 -		1.0	1.0	1.0	1.0		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
55	災害対応業務	輸送車両の確保	建設課 建設班							0.5	0.5	0.5	0.5			
56	災害対応業務	民生対策の総合的企画、調整及び推進	福祉課 厚生班		0.5	0.5	0.5	0.5								
57	災害対応業務 通常業務	健康相談窓口設置 すこやかセンター管理事業	保健環境課 保健環境課	厚生班 -		1.0	1.0	1.0		1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
58	通常業務	土木総務一般事務事業	建設課 -		1.0	1.0	1.0	1.0							2.0	
59	災害対応業務	土木対策の総合的企画、調整及び推進	建設課 建設班							1.0	0.5	0.5	0.5	0.5		
60	災害対応業務 通常業務	災害応急復旧に要する資金の調達 会計管理事務事業	会計室 経理班 -			1.0	1.0	1.0		1.0						
61	災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務	災害救助に要する経費の経理 救助用物資の出納 災害経費の出納 義援金の受付及び出納	会計室 経理班 経理班 経理班							1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
62	災害対応業務 災害対応業務	海部南部水道企業団との連絡 海部地区環境事務組合との連絡	保健環境課 保健環境課	厚生班 厚生班		0.5	0.5	0.5								
63	災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務 災害対応業務	県、他市町村への応援要請措置 応援要請 応援要請 応援要請 応援要請 応援要請 応援要請	総務課 経済課 経済課 建設課 建設課 保健福祉課 生涯教育課 教育班	総務班 経済班 経済班 建設班 建設班 厚生班 教育班 教育班			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
123	災害対応業務	避難所の必要物資の確認	福祉及び保健 厚生班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5					
64	災害対応業務	飲料水の確保、供給	福祉及び保健 厚生班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
65	災害対応業務	応急給水の実施	建設課 建設班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5					
66	災害対応業務	給水用資機材等の確保、調達	福祉及び保健 厚生班		0.5	0.5	0.5									
67	災害対応業務	緊急通行(輸送)車両の確認及び事前申請	建設課 建設班		0.5	0.5	0.5									
68	災害対応業務	応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達、あわせん	建設課 建設班		0.5	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
69	災害対応業務	遺体火葬	保健環境課 厚生班		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
70	災害対応業務	遺体処理の実施	住民課 住民班					0.5		0.5	0.5					
71	災害対応業務	災害に関連する行旅病人及び行旅死亡人	福祉課 厚生班							0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
72	災害対応業務	死亡者の戸籍処理	住民課 住民班							0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	



職員数: 正規のみ

追加業務 削除業務 開始時期変更業務

NO	業務区分	業務名	担当課	業務開始目標時間と対応期間別職員数 (非常時優先業務)必要職員数												
				災害対策本部 各班	A					B		C				D
					1時間 未満	1時間 ~	3時間 ~	6時間 ~	12時間 ~	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 ~
73	災害対応業務	救助用物資及び搬運物資の輸送	建設課	建設班				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
74	災害対応業務	村外到着物資の受領及び輸送	建設課	建設班												
74	災害対応業務	仮設トイレの設置	建設課	建設班				2.0	2.0	2.0	2.0					
75	災害対応業務	災害応急活動に従事する職員の給食及び宿泊	総務課	総務班				1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
76	災害対応業務	応援・派遣保健師の受入れ対応	保健環境課	厚生班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
77	災害対応業務	災害救助法が適用された場合における当該救助業務の実施	福祉及び保健	厚生班					2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0
78	災害対応業務	被災者の救出支援	福祉及び保健	厚生班					0.5	0.5	0.5					
79	災害対応業務	日本赤十字社奉仕団婦人部の救助活動	福祉課	厚生班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
80	災害対応業務	配車、配船並びに輸送計画の作成	建設課	建設班					0.5	0.5						
80	災害対応業務	通行路線の決定	建設課	建設班												
80	災害対応業務	交通規制	建設課	建設班												
81	災害対応業務	応急保育の実施	福祉課	教育班					1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
82	災害対応業務	文化教育関係団体の救護活動	生涯教育課	教育班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
83	災害対応業務	災害時における職員の動員及び派遣の総括	総務課	総務班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
84	災害対応業務	風への報告	総務課	総務班												0.5
85	災害対応業務	施設利用者、班員の安全確保	生涯教育課	教育班					0.5							
86	災害対応業務	施設利用者、班員の安全確保	生涯教育課	教育班					0.5							
86	災害対応業務	商工会・土地改良区職員との連絡調整(参集職員の確認)	経済課	経済班												
87	災害対応業務	産業会館利用者の安全確認	経済課	経済班						0.5						
88	災害対応業務	児童・生徒、班員の安全確保	教育課	教育班					0.5	0.5						
89	災害対応業務	教育機関の職員の災害時における動員	教育課	教育班					0.5	0.5						
90	災害対応業務	緊急応出	福祉及び保健	厚生班					0.5	0.5						
91	災害対応業務	救助用物資及び搬運物資の受付	総務課	総務班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
91	災害対応業務	救助用被服、寝具その他生活必需品の調達、あわせん及び配分	保健環境課	厚生班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
92	災害対応業務	食品の衛生監視	保健環境課	厚生班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
93	通常業務	食品衛生に関すること	保健環境課	-												1.0
94	災害対応業務	建物及び宅地の応急危険度判定	建設課	建設班					2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
95	災害対応業務	応急仮設住宅の設置	建設課	建設班					0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
96	災害対応業務	道路等の応急復旧	建設課	建設班					0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
97	災害対応業務	障害物の除去	建設課	建設班					0.5	0.5						
98	災害対応業務	被災者ニースの把握	経済課	経済班						0.5						
99	災害対応業務	浸水農地等の応急排水	経済課	経済班						0.5						
99	通常業務	処理施設維持管理事業	建設課	-												
99	通常業務	処理施設修繕事業	建設課	-												
100	災害対応業務	避難所における巡回健康相談	保健環境課	厚生班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
101	災害対応業務	防疫活動の実施	保健環境課	厚生班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
102	災害対応業務	動物対策	保健環境課	厚生班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
103	災害対応業務	被災私立学校の環境衛生指導	教育課	教育班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
104	災害対応業務	被災児童生徒等の保健管理	教育課	教育班					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
105	災害対応業務	住宅の障害物除去	建設課	建設班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
106	災害対応業務	土地改良関係施設の応急復旧	経済課	経済班					2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
107	災害対応業務	災害時における廃棄物の処理及び清掃	保健環境課	厚生班						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
108	災害対応業務	村立学校施設の被害状況の応急復旧	教育課	教育班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
109	災害対応業務	被災地域の警備	総務課	総務班						0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
109	災害対応業務	行舎の整備	総務課	総務班												
109	通常業務	防犯対策事業	総務課	-												
110	災害対応業務	住宅の被害調査	建設課	建設班							2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
110	災害対応業務	住家被害の調査	福祉及び保健	厚生班												
111	災害対応業務	農業水産関係の応急復旧	経済課	経済班								0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
112	災害対応業務	災害関係文書の受理、配布及び発送	総務課	総務班								0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
113	災害対応業務	住宅の応急修理	建設課	建設班											0.5	0.5
114	災害対応業務	児童福祉施設の被害調査及び応急復旧	福祉課	厚生班											0.5	0.5
114	災害対応業務	文教施設の応急復旧	生涯教育課	教育班												
115	災害対応業務	災害による村税の減免又は徴収猶予	税務課	経理班											1.0	1.0
115	災害対応業務	災害による村税の減収見込み	税務課	経理班												
116	災害対応業務	農業金融	経済課	経済班											0.5	0.5
117	災害対応業務	商工業者の災害復旧融資対策	経済課	経済班											0.5	0.5
118	災害対応業務	病害虫異常発生防除	経済課	経済班												0.5
必要職員数		BCP地震編[第2版]			13.0	36.0	40.0	43.5	49.0	50.0	57.5	47.0	48.0	47.0	50.0	47.5
		BCP地震編[第1版]絞込後			11.0	34.5	38.0	42.0	47.5	48.0	56.5	46.5	47.5	46.5	49.5	47.5
		増減([第2版]-[第1版]絞込後)			2.0	1.5	2.0	1.5	1.5	2.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0
		参集職員数—必要職員数(BCP地震編[第2版])			2.0	18.0	24.0	20.5	15.0	14.0	6.5	17.0	16.0	17.0	43.0	45.5
参集職員数					15.0	54.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	93.0	93.0

## (2) 優先度の評価

非常時優先業務の検討対象とした 123 業務について、下表の評価基準に基づき区分すると、地震発生後 7 日目以内 (A~C) の非常時優先業務は、116 業務となった。そのうち、訓練により追加された業務は 5 業務であった。

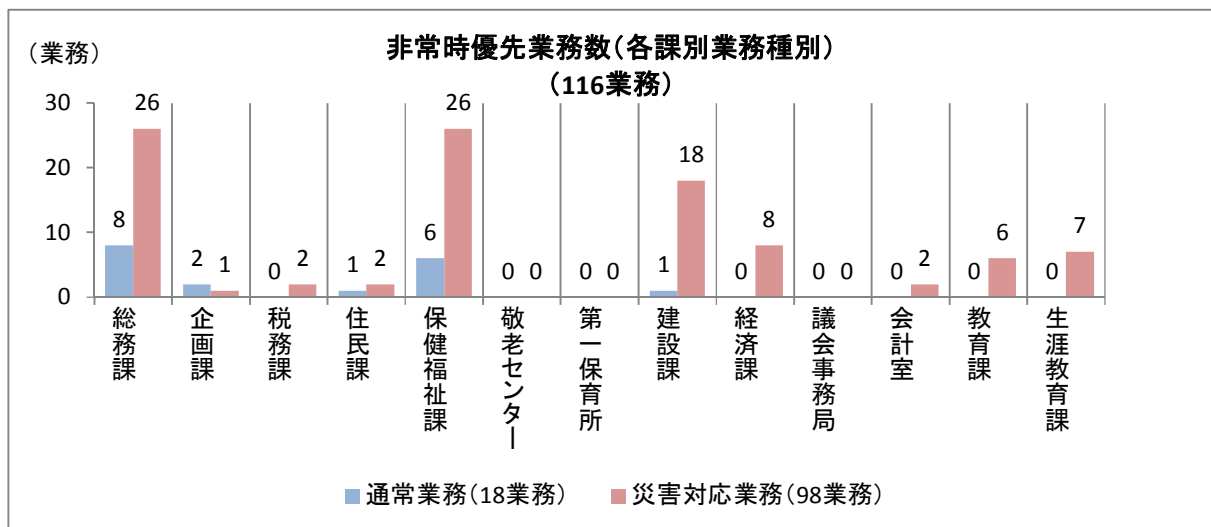
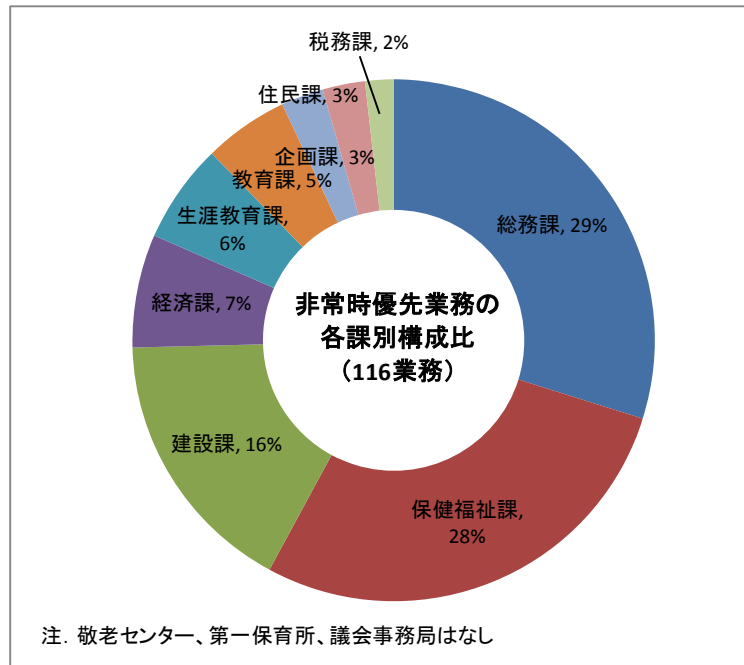
表 4.2.2 業務の評価

業務の開始目標時期		業務数
	村民の生命・生活および財産または都市機能維持への影響	
A すぐに開始	発災直後からすぐに業務を開始しない重大な影響を与えるため、優先的に実施すべき業務	69
B 2日目から3日目までに開始	遅くとも発災から 2~3 日以内に業務を開始しないと相応の影響を与えるため、早期に実施すべき業務	38
C 4日目から7日目までに開始	遅くとも発災から 4 から 7 日以内に業務を開始しないと相応の影響を与えるため、実施すべき業務	9
非常時優先業務 計(A~C)		116
D 8日目以降に開始	発災後 1 週間以上業務を開始しなくても、直ちには影響を及ぼさないと見込まれる業務	7
全業務計		123

### (3) 部署別の選定結果

非常時優先業務 116 業務を部署別にみると、総務課が 34 業務で最も多く、保健福祉課 32 業務、建設課 19 業務であり、3 課で 73%を占める。

業務種別では災害対応業務が 98 業務であった。



注. 各課の選定方法・・・必要人員の記載がある業務の課 (複数課がある場合に主体的に業務を行うと想定される課)  
 注. 業務種別の区分・・・災害対応業務と同内容に区分した通常業務は災害対応業務で換算

図 4.2.1 非常時優先業務の部署別内訳

## 5. 事前対策の検討

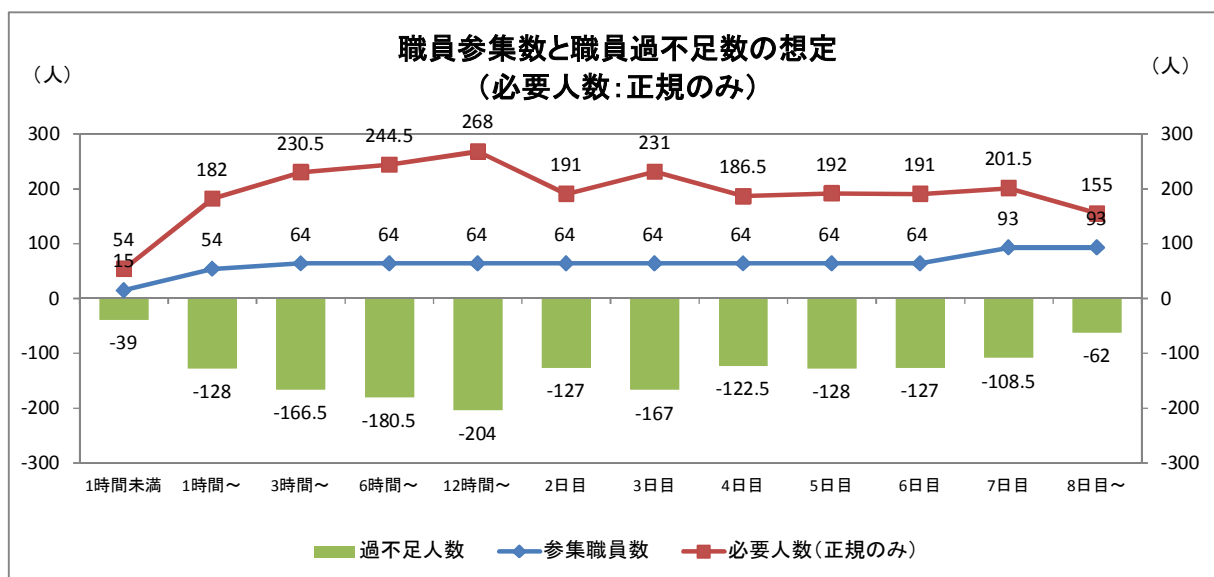
### 5.1. 業務継続のための必要資源

#### (1) 非常時優先業務の遂行に必要な職員の人員

見直して選定した非常時優先業務は、前述のとおり、事前の対策として参集職員数で対応可能な業務を統合し、絞り込んだ業務を基本としている。

絞り込みをする前の各課が必要とした人数は、下表のとおり発災後から大幅に不足する見込みであり、非常時優先業務を実行するには、参集可能人数による対応可能性について精査する必要がある。

また、非常時優先業務を実施する災害対策本部の担当班の所属課が、総務課、保健福祉課、建設課に偏っている。BCP 訓練においても発災当初は総務課の対応事項が集中し、その他の課では閑暇の状況がみられた。



資料：「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第1版]」（飛島村、H25.3）

図 5.1.1 発災時における飛島村役場参集職員の需給（休日・夜間）  
（参集職員数のみで実施可能な業務の絞り込み前の需給）

#### (2) 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源

非常時優先業務の遂行には、PC、サーバ、プリンタ・コピー機などの OA 機器や、通信機器、移動手段は多くの業務で必要とされており、確保の重要性が高い。

特に、通信機器は約 6 割の業務で必要とされており、重要性が特に高い。

その他の資源は、災害対応業務においては、懐中電灯やハンドマイク、非常用発電機など、現場対応に必要な資源が多く必要とされている。これらの災害時に使用する機材は定期的な使用・点検する。また、災害対策本部内や避難所の備品の保管場所や使用方法について、だれでもすぐにわかるように明示し、職員は、定期的な使用方法の講習を受講する。さらに、非常食の中に、ハラル食やアレルギー対応食等も備蓄しておくことや、各避難所に複数言語での説明プレートあるいは翻訳機を配備することも重要である。



表 5.1.1 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源（その他資源）

【通常業務】

優先度	NO	業務名	担当課	業務対応の場所		大地震時の業務対応に必要な資源	
				執務場所	現場		
A	1	基幹業務システム機器管理事業	企画課	本庁舎企画課	災害対策本部、電算室	庁内ネットワーク関連機器（ハブ、LANケーブル、電源、電源タップ）、外部との通信回線	
	2	情報システム機器管理事業	企画課	本庁舎企画課	災害対策本部、電算室	庁内ネットワーク関連機器（ハブ、LANケーブル、電源、電源タップ）、外部との通信回線	
	12	精神衛生に関すること。	保健福祉課	すこやかセンター		医療機関リスト、記録用紙、筆記用具	
	18	救急医療に関すること。	保健福祉課	本庁舎保健福祉課		記録用紙、筆記用具	
	19	消防管理事務事業	総務課	本庁舎総務課	村内一円	地図、警棒	
	22	聖苑運営事業	保健福祉課	飛鳥聖苑		灯油・発電機	
	23	聖苑施設管理事業	保健福祉課	飛鳥聖苑		灯油・発電機	
	24	環境監視事業	保健福祉課	村内一円		マスク	
	49	村ホームページ事業	企画課	本庁舎企画課		庁内ネットワーク関連機器（ハブ、LANケーブル、電源、電源タップ） 外部との通信回線	
	54	車両管理事業	総務課	本庁舎総務課	各駐車場	ガソリン	
	57	すこやかセンター管理事業	保健福祉課	すこやかセンター		軽油・電気・工具・立入禁止テープ・トラ柵・ハンドマイク・ブルーシート	
	B	4	庁舎等維持管理事業	総務課	本庁舎総務課		修繕に必要な道具一式
		25	区長会	総務課	本庁舎総務課		筆記用具
28		防犯設備維持管理事業	総務課	本庁舎総務課	村内一円	地図、警棒	
93		食品衛生に関すること。	保健福祉課	すこやかセンター		啓発ちらし	
99		処理施設維持管理事業	建設課	村内一円	各処理区	緊急点検チェックリスト・縦断平面図・住宅地図・懐中電灯・乾電池・ガス検知機・発電機・投光器・巻尺・点検用ミラー・可搬式真空ポンプ・デジタルカメラ・セーフティーコーン・ヘルメット・安全靴・安全チョッキ・マンホール蓋開・ハンマー・マイナスドライバー	
		処理施設修繕事業	建設課	村内一円	各処理区	緊急点検チェックリスト・縦断平面図・住宅地図・懐中電灯・乾電池・ガス検知機・発電機・投光器・巻尺・点検用ミラー・可搬式真空ポンプ・デジタルカメラ・セーフティーコーン・ヘルメット・安全靴・安全チョッキ・マンホール蓋開・ハンマー・マイナスドライバー	
109	防犯対策事業	総務課	本庁舎総務課	村内一円	地図、警棒		

注. BCP 地震編 [第1版] の表 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源（その他資源）をもとに、本計画における非常時優先業務に対応した優先度に並び替えた。

注. NO・・・表 3.2.1 BCP 地震編 [第2版] の非常時優先業務 の NO

【災害時対応業務】

優先度	NO	業務名	担当課	業務対応の場所		大地震時の業務対応に必要な資源
				執務場所	現場	
A	7	庁舎内の安全確認	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機
	8	庁舎内の安全確認	生涯教育課	中央公民館・総合体育館	中央公民館・総合体育館	懐中電灯・ハンドマイク
		庁舎内の安全確認	生涯教育課	公民館分館	公民館分館	懐中電灯・ハンドマイク
		応急対策従事職員数の把握	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機
		班員の安全確保	税務課	本庁舎		医薬品
	12	医療救護班の編成	保健福祉課	すこやかセンター		リュックサック、ヘルメット、防護服、運動靴、長靴、軍手、手指消毒薬、応急処置物品、血圧計、ステート、救急医薬品、災害時要援護者リスト、記録用紙、筆記用具
		感染症予防	保健福祉課	すこやかセンター	村内	防護服、マスク、石けん、手指消毒薬、使い捨てペーパー、漂白剤、消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム)
		応急救護所の設置	保健福祉課	すこやかセンター		机、イス、ベッド、応急処置物品、救急医薬品、記録用紙、筆記用具、医療機関リスト
	14	避難所開設の協力	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機、インターネット端末
	17	避難者の誘導	総務課	本庁舎総務課	村内一円	地図、警棒
	33	本部員会議	総務課	本庁舎総務課		筆記用具、記録紙
	38	災害時要援護者の安全確認	保健福祉課	すこやかセンター		災害時要援護者リスト、記録用紙、筆記用具
		災害時要援護者への家庭訪問	保健福祉課	すこやかセンター	村内	リュックサック、ヘルメット、防護服、運動靴、長靴、軍手、手指消毒薬、応急処置物品、血圧計、ステート、救急医薬品、災害時要援護者リスト、記録用紙、筆記用具
	44	道路、橋梁等の被害調査(速報)	建設課	村内一円		地図、橋梁台帳、カメラ
	46	記録写真の撮影及び保存	建設課			地図、カメラ
	49	村広報等発行事業(災害時適用)	企画課	本庁舎企画課		庁内ネットワーク関連機器(ハブ、LANケーブル、電源、電源タップ) 外部との通信回線
	50	診療可能医療機関の情報提供	保健福祉課	すこやかセンター		記録用紙、筆記用具
	51	医薬品の調達	保健福祉課	すこやかセンター		薬局、薬剤師会の連絡先リスト、必要な薬品リスト
	52	行方不明者及び遺体の捜索	総務課	本庁舎総務課	村内一円	衛生用品、遺体袋
	55	輸送車両の確保	建設課	本庁舎総務課		輸送車両
	57	健康相談窓口設置	保健福祉課	すこやかセンター		記録用紙、筆記用具
	69	遺体火葬	保健福祉課	飛鳥聖苑		灯油・電気
	70	遺体処理の実施	住民課		死体安置所	死体処理の器材、ドライアイス、棺、シートなど
	156	救助用物資及び義援物資の輸送	建設課	本庁舎総務課	村内一円	輸送車両
	73	村外到着物資の受領及び輸送	建設課	本庁舎総務課	村内一円	輸送車両
	74	仮設トイレの設置	建設課	各避難所		仮設トイレ
	76	応援・派遣保健師の受入れ対応	保健福祉課	すこやかセンター		記録用紙、筆記用具
	78	り災者の救出	総務課	本庁舎総務課	村内一円	救助工具
B	45	道路、橋梁等の被害調査	建設課	村内一円		地図、橋梁台帳、カメラ
		村立学校施設の被災状況等の把握(速報)	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機
	80	交通規制	建設課	村内一円		トラ柵、コーン、看板
	85	施設利用者、班員の安全確保	生涯教育課	中央公民館・総合体育館	中央公民館・総合体育館	懐中電灯・ハンドマイク
		施設利用者、班員の安全確保	生涯教育課	公民館分館	公民館分館	懐中電灯・ハンドマイク
	88	児童・生徒、班員の安全確保	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機
	89	教育機関の職員の災害時における動員	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機
	91	救助用物資及び義援物資の受付	総務課	本庁舎総務課		筆記用具等
	92	食品の衛生監視	保健福祉課	すこやかセンター	村内	ゴミ箱、ゴミ袋、消毒薬、漂白剤、洗剤
	94	建物及び宅地の応急危険度判定	建設課	本庁舎建設課	村内一円	応急判定連絡票、判定調査票(3種類)、判定ステッカー(3種類)、制度チラシ、腕章、下げ振り、バインダー、コンベックス、マジック、ガムテープ 住宅地図、スラントルール、針金ピン、雨具、防寒具、水筒、懐中電灯、ナップサック、ボール、はさみ、のり、テストハンマー、テープロッド、クリノメーター、方位磁石、ホイッスル、双眼鏡
	95	応急仮設住宅の設置	建設課	本庁舎総務課	村内一円	応急仮設住宅の建設要望調書、応急仮設住宅建設候補地台帳、建設予定地状況報告書、入居希望調書、仮設住宅使用申込書、使用賃貸契約書 土、路盤材、アスファルト合材
	96	道路等の応急復旧	建設課	村内一円		
	100	避難所における巡回健康相談	保健福祉課	すこやかセンター	各避難所	リュックサック、ヘルメット、防護服、運動靴、長靴、軍手、手指消毒薬、応急処置物品、血圧計、ステート、救急医薬品、災害時要援護者リスト、記録用紙、筆記用具
	101	防疫活動の実施	保健福祉課	すこやかセンター	各避難所 村内	消毒薬・スミチオン・噴霧器・マスク・軍手
	102	動物対策	保健福祉課	村内一円		収容場所・おり・えさ・ひも・水・ティッシュ・
	103	被災村立学校の環境衛生指導	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機・薬品・消毒薬
	104	被災児童生徒等の健康管理	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機・薬品・消毒薬
	105	住宅の障害物除去	建設課	村内一円		安全靴、ヘルメット、手袋、重機類、防塵マスク
	108	村立学校施設の被害状況の応急復旧	教育課	飛鳥学園		非常用発動発電機・バリケード等
	109	被災地域の警備	総務課	本庁舎総務課	各避難所	地図、警棒
110	住宅の被害調査	建設課	本庁建設課	村内一円	バインダー、住宅地図、マジック、ペン、デジカメ	
113	住宅の応急修理	建設課	本庁舎建設課	村内一円	建設業者等へ委託	

注. BCP地震編〔第1版〕の表 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源(その他資源)をもとに、本計画における非常時優先業務に対応した優先度に並び替えた。

注. NO・・・表 3.2.1 BCP地震編〔第2版〕の非常時優先業務のNO

## 5.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題）

### (1) 想定地震被害が必要資源の確保に与える影響

非常時優先業務の遂行に必要な人的資源や物的資源は、大規模地震の発生により、迅速に確保できない恐れがある。

人的資源の確保にあたっては、建物倒壊や液状化の影響により、公共交通や道路交通に渋滞などの交通マヒが発生し通勤や移動に障害が生じる恐れがある。その結果、人員の参集が遅れたり、必要人員が不足したり、業務の対応に遅れが生じる恐れがある。

また、非常時優先業務の遂行には、正規職員以外にも通信システムの運用などの外部人材が必要であるが、大規模災害時には外部委託業者も不測の事態が生じて、本村の業務に迅速に対応できない恐れがある。

物的資源の確保においては、PCなどのOA機器や通信機器、ボイラーなどの設備は、停電時の非常用電源の対象外である場合に電力の確保が困難になり、業務遂行に支障が生じる。

また、災害対応には移動が不可欠であるが、東日本大震災でも問題化した買占めやガソリンスタンドの被災による燃料不足が生じることが考えられる。また、液状化等により、通行に支障が生じ、物資調達に影響する恐れがある。

表 5.2.1 想定地震が必要資源の確保に与える影響

	影響	影響の内容
人的資源 の確保	移動・輸送関係	・交通マヒによる通勤障害や移動障害により、職員参集が遅れ、必要人員が不足
	連携・協力関係	・自衛隊・消防・消防団等との調整・連携を担う人材の不足 ・協定市村等へ応援要請を行う人材の不足 ・受援体制の調整を行う人材の不足 ・民間の作業委託先の確保困難 ・教員、消防団員等の人員不足
	情報通信関係	・無線、電話、防災ほっとメール等の情報連絡手段が使える人材の不足
物的資源 の確保	移動・輸送関係	・燃料不足 ・液状化等による通行障害
	その他資機材関係	・非常用電源の対象外、不足 ・停電による使用不能（ボイラーなど）

(2) 必要資源確保のための課題

非常時優先業務を継続するために必要な資源を確保するには、下表の課題が想定される。

表 5.2.2 必要資源確保の課題

	必要資源の現況	必要資源確保の課題
人的資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務の遂行に必要な正規職員数は、各課が想定した必要職員数では発災当初から大幅に不足する可能性</li> <li>・職員数の即時大幅増員は困難なため、参集職員で対応可能な業務を統合し、業務数を絞込</li> <li>・非常時優先業務を実施する災害対策本部の担当班の所属課が、総務課、保健福祉課、建設課に偏在</li> <li>・発災直後は総務課に集中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課が想定した必要職員数では、非常時優先業務の遂行に必要な人員が相当数不足しており、必要人員の確保策が必要</li> <li>・参集職員で非常時優先業務を実行するには、参集可能人数による対応可能性の確認が必要</li> <li>・災害時には交通マヒによる通勤障害や移動障害、正規職員以外の確保が不透明などの問題解決が必要</li> <li>・非常時優先業務の担当班（課）の見直しや、業務の分散もしくは他課の支援が必要</li> </ul>
物的資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC、サーバ、プリンタ・コピー機などのOA機器や、通信機器、移動手段は多くの業務で確保の重要性高い</li> <li>・通信機器は多くの業務で必要とされており、確保の重要性が特に高い</li> <li>・他に、災害応急対策として、現場対応に必要な資源が複数存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要性の高いOA機器や通信機器を稼働させる電力の確保や、機器破損の危険性回避が必要</li> <li>・非常用電源の対象外の設備の場合、電力が不足</li> <li>・車両を動かすための燃料不足が懸念。</li> <li>・液状化等により車両の使用不可の場合の代替輸送手段確保が必要</li> <li>・災害応急対策実施に必要な資源の備蓄状況の把握や、補充が必要</li> </ul>

### 5.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討

#### (1) 必要人員の確保

必要職員の人員で検討したとおり、現状の職員数で非常時優先業務を遂行するには人員が不足している。そのための対策として、下表の事前対策をする。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理するとともに、その他の事前対策についても示した。

表 5.3.1 必要人員確保の対策（BCP 地震編 [第 1 版]）

対策		対策内容
職員の確保	職員OBの臨時採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に村職員OBを臨時採用</li> <li>・事前に臨時採用可能な職員の絞り込みと対応可能業務を選定</li> </ul>
	他自治体からの応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の相互応援協定自治体の拡大</li> <li>・協定においては、派遣職員の職種や人員数を明確化</li> </ul>
	民間事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に民間事業者に依頼が可能な業務について、予め応援協定を締結</li> <li>・締結の拡大と、災害時の派遣人数の確認など定期的な連携を図る</li> </ul>
	ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後のボランティアによる支援項目を検討</li> <li>・ボランティアの受入体制の確立を図る</li> </ul>
参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務の必要職員数の低減と、優先度の低い業務の開始時間を遅らせる検討により、参集職員数で実施可能な必要人員を絞り込み</li> </ul>

資料：「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第 1 版]」（飛島村、H25.3）をもとに作成

#### (ア) 職員OBの臨時採用の具体化

個人情報に留意したうえで、近年の定年退職者のリストを作成し、大規模災害時の招集について対応可能かどうか事前に確認をとり、対応可能なOB職員数を把握する。リストに掲載するOB職員は、例えば年齢が70歳程度までの職員とした場合は、おおむね10年前の平成16（2004）年以降の退職者が対象となる。リストは少なくとも毎年更新することが望ましい。なお、居住地が村内と村外の職員に分け、村内居住職員を優先的に採用することが望ましい。

また、非常時優先業務のうち、正規職員が対応する業務のなかで、OB職員による対応も可能な業務を事前に選定する。さらに、必要に応じて災害時の臨時職員雇用の条例の制定などについても検討する。

#### (イ) 他自治体からの応援疎開先自治体との協定や支援の取り決め

大地震発生時には、近隣自治体は本村と同程度の被害に遭遇することが考えられ、容易には応援に駆け付けられないと想定される。

災害時応援協定の締結自治体は、15自治体（9市5町1村：、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、豊根村、鹿児島県南種子町）と締結しているが、具体的な支援事項についての協議は進んでいない。

本村の周辺自治体とは、「海部地域防災行政研究会」、「近隣市村防災担当者連絡会」、「西

尾張市町村災害対応連絡協議会」を結成し、年に数回の会合を実施している。本枠組みを活用し、職員の派遣、備蓄品の供給、疎開者の受入先・期間、疎開先避難所への人員提供など、具体的な取り決めを行うことが必要である。

また、東日本大震災や熊本地震においても、発災後の混乱で他自治体の応援を受入れた際にどのような業務を応援職員に依頼するか決めておらず、人材を活用しきれなかった問題も指摘されている。内閣府においても市町村における受援計画策定のガイドライン作りが進められており、受入職員に依頼する業務内容を予め定める受援計画の検討が必要である。

表 5.3.2 防災に関する周辺自治体との研究会など

名称	構成自治体
海部地域防災行政研究会	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
近隣市村防災担当者連絡会	稲沢市、清須市、愛西市、あま市、飛島村
西尾張市町村災害対応連絡協議会	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

#### (ウ) 民間事業者の活用の調整（国や県との事前調整）

建物や宅地の応急危険度判定や、住宅等の障害物除去など、専門的な技能や技術が必要な業務については、予め愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会や、一般財団法人中部電気保安協会など民間事業者との間で応援協定が締結されている。これらの事業者は国や県とも同様に締結していると考えられ、災害時に村へ優先的な対応が可能か、国や県と事前に調整を図る必要がある。

また、村内の協定の締結事業者に対して、事業継続計画の策定を促すなどして、災害時に確実な応援ができるような取り組みが必要である。

#### (エ) ボランティアの活用体制の整備

飛島村ボランティア支援本部の開設、活動等に関し、村と社会福祉法人飛島村社会福祉協議会は協定を結んでおり、災害時には同社会福祉協議会と協力してボランティアの募集及び派遣を行うこととなっている。

毎年行われている飛島村総合防災訓練などの機会を活用し、ボランティア支援本部の開設及び収集の訓練も合わせて行うなどして、災害時のボランティア活用体制を整備する。

#### (オ) 参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み

本計画では、参集職員数で実施可能な必要人員に絞り込んだ業務を前提に見直しを行っており、参集可能人数による対応可能性について精査する必要がある。例えば、現在行われている実働・実技訓練である総合防災訓練の対応人数を想定参集数に絞って実施し、円滑な対応が可能であるか確認することが考えられる。

#### (カ) 非常時優先業務の担当班（課）の見直し

非常時優先業務は、総務課、保健福祉課、建設課に大きく偏っている。BCP 訓練においても、発災直後は総務課の対応事項が集中する状況にあった。ほかにも避難所の開設や運営を行う避難所要員は職員数に対して多いとの指摘や、保健・福祉関連専門職が各避難所に配置される状況の改善についても指摘があった。

前述の必要職員数の精査などにより、非常時優先業務の必要職員数の精査を行ったうえで、担当課（班）の見直しを行い、担当課（班）の偏りを是正する必要がある。

また、見直した結果について、災害時職員行動マニュアルとの調整が必要である。

#### (キ) 住民参画の醸成（住民による支援の啓発促進）

これまで示した事前対策により必要職員数を確保したとしても、正規職員の必要人数を確保したに過ぎない。また、前述のとおり、職員が非常時優先業務（人員調整前）に必要と考える正規職員数は、ピーク時には200人以上不足する。

大規模災害が発生した際に全ての非常時優先業務を円滑に進めるためには、わずか100人弱の村職員だけではなく、住民参画の促進により、職員対応業務の分担（削減）が不可欠である。BCP訓練においても、避難所を開設する職員が多いのではないかと指摘や、避難所の運営には住民の協力が不可欠との認識がみられた。

避難所の解錠については、震度5弱でキーボックスが自動で解錠される仕組みにより、職員の負荷軽減を図る取り組みが進められつつある。

ほかにも、避難時の誘導や、避難先の運営など、対応すべきエリアが各所に分散し、多くの職員対応が求められる非常時優先業務については、予め周辺住民に対応を依頼することが考えられる。

また、住民が自宅の備蓄品を持参して避難先まで避難し、備蓄物や避難経路などを確認するワークショップを開催するなどして住民備蓄を促すことで、支援物資が必要な住民を削減し、関連業務の対応人数を減らすといった取り組みも考えられる。

### (2) 物的資源の確保

物的資源の確保においても、基本的にBCP地震編〔第1版〕で示された下表の事前対策が必要である。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理した。

表 5.3.3 物的資源確保の対策（BCP地震編〔第1版〕）

対策	対策内容
ルールづくりによる不足資源の確保（ソフト対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に非常用電源を使用できるOA機器の区分と周知徹底</li> <li>・紙ベースのデータや書類交付の事前準備</li> </ul>
設備投資による不足資源の確保（ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要資源の設備投資。通信機器、OA関連機器、非常用電源の増強、自転車の整備</li> <li>・準備されていない資源（資機材等）を順次確保</li> <li>・職員自ら参集先に備蓄を図る</li> </ul>

資料：「飛島村業務継続計画（地震災害編）〔第1版〕」（飛島村、H25.3）をもとに作成

#### (ア) 物的資源使用ルールの具体化

災害時に必要な資源のうち、非常用電源については、設備投資と併せてルール化を図ることが必要である。

まず、現行の非常用電源で確保される電気量から、供給可能なOA機器数を算定し、非常時優先業務の多い部署などから非常時に供給するOA機器を予め割り振ることが考えられる。次に、非常時優先業務を遂行するために必要なOA機器数から必要電力量を算定し、不足する非常電源量を算出し、その導入計画を立案することが考えられる。

なお、本村の非常用電源は現在据え置き型とポータブル型があるが、ポータブル型につい

ては備蓄カートリッジを全て非常用電源に使用する場合に4台で15時間しか使用できないことから、備蓄カートリッジの増強が必要である。あわせて、ポータブル電源以外のガスカートリッジの増強が必要である。

#### (イ) 災害時必要書類の事前準備

地域防災計画等に定める必要書類について、事前に最低限の必要数を打出したうえで、災害の影響がない場所に保管し、容易に持出が可能な状態に準備しておく必要がある。

また、BCP 訓練の結果からは、各課において非常時の重要書類の特定を事前に行うことや、災害対策班で進める情報の整理に必要な資機材を予め準備しておく必要があるといった指摘があった。これらの準備についても、年次別実施計画の項目としてとりあげる必要がある。

#### (ウ) 職員の長期従事環境の整備

災害発生後7日間程度は、職員は庁舎において寝泊りをせざるを得ない状況になる可能性が高い。

災害時の職員用の食料及び飲料水、携帯用トイレ、簡易ベッドや毛布の備蓄を進める必要がある。職員自身が必要な食料や飲料水を参集先に備蓄するようなチェック体制が求められる。

また、BCP 訓練においても職員から指摘があったが、物的資源の環境確保とあわせて、職員や避難者の健康管理や職員勤務体制のローテーションを事前に検討することが必要である。

災害時の精神衛生対策は、これまで経験したことのない大地震の発生とその業務対応により、職員の精神的負荷が増大し、業務に従事できなくなる可能性がある。平常時から、東日本大震災などの大規模災害に従事した職員の体験談を聴くなど、災害時の業務状態や対応の心構えを想定するなどして備える。

また、精神衛生対策の要員について、国や県、他市町村からの応援職員の依頼を想定するなど、災害時の職員のカウンセリング体制の検討も必要である。

さらに、BCP 訓練において、災害初動期においては、職員の一時帰宅を認めない対応がされた。職員数が少ない本村の状況からすれば適切な対応であるが、職員の精神的負担を軽減するには、職員の家族に対する支援を予め想定することも必要である。



## 5.4. 業務継続マネジメント

### (1) 業務継続マネジメントの必要性

本計画は、策定時点において、非常時優先業務を業務開始目標時間内に確実に起動するための「対策」を記載しているものであり、業務継続力の向上のためには、図 4.4.1 のような PDCA サイクルで業務継続計画を推進（対策を実施）していくことが必要である。

こうした平常時の取り組みを業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）と呼び、発災時に業務継続計画に沿った活動を実施するための準備として必要である。

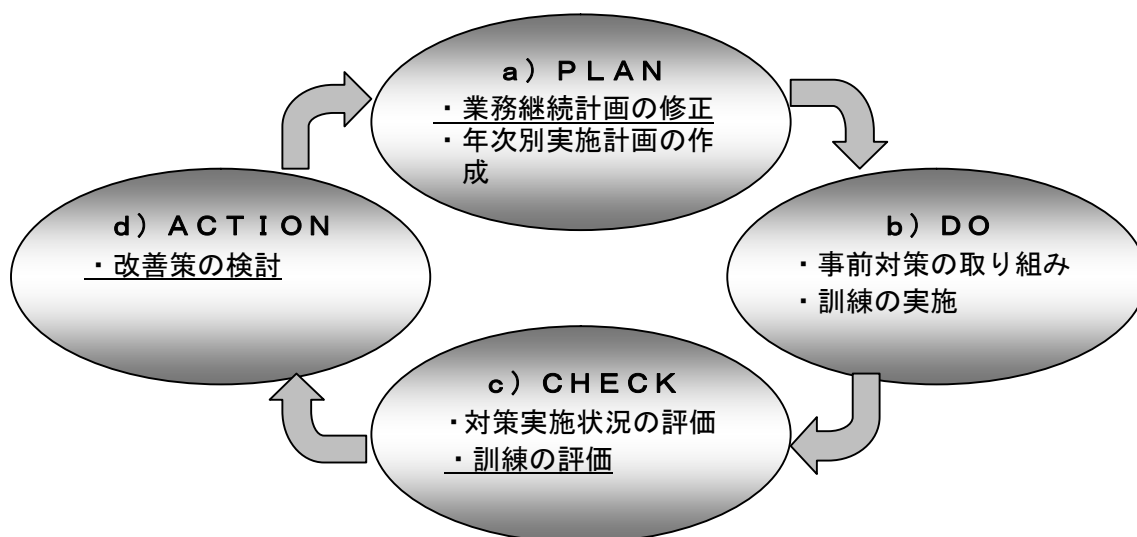


図 5.4.1 PDCA サイクルのイメージ

### (2) 計画策定後（平常時）の実施事項

BCM の PDCA 別の実施事項を以下に示す。また、これら BCM のサイクルの例を図 4.4.2. のとおり示した。

#### a) PLAN：年次別実施計画の作成

「4.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討」に記した事前対策を実施していくための年次別実施計画を作成する。年次別実施計画では、今後何年間で、業務継続計画における非常時優先業務を業務開始目標時間内に立ち上げられるようにするかを決め、その達成に向けて必要資源ごとの主な対策について、各年次に取り組む内容を具体化する。

例えば、電源確保についての対策が必要な場合、1年目には各課の非常時優先業務を前提にした最低限必要な電気量の調査、2年目にはその電気量を確保するための対策（例：自家発電機の導入等）の立案、3年目にその対策の実施といった考え方である。

なお、業務継続計画（BCP）の修正を行った場合には、年次別実施計画についても見直す必要がある。

## **b) DO : 事前対策の取組み・訓練の実施**

### **(ア) 事前対策の取組み**

年次別実施計画に基づいて、各部課等は自らが所管する非常時優先業務の課題（業務開始目標時間を確保するための現状の課題）を解消するための対策内容を具体化し、それを順次実施する。

なお、対策の実施にあたっては、各部課等が所管する非常時優先業務について、その時間的な優先性（A、B、Cランク；表 3.2.1、表 3.2.2 参照）を確認し、さらに他業務の実施に対するボトルネックになる可能性がある業務を優先することとする。

### **(イ) 訓練の実施**

各部課等が参加する形で、業務継続（非常時優先業務の立上げ）の訓練を毎年行う。

訓練は、可能な限り実際の被災時の状況（ライフラインの途絶、職員の参集困難等）を前提として実施し、シナリオを事前に参加者に知らせず時々刻々と災害状況を付与する図上型訓練（対応型訓練）や、最小限の情報から訓練参加者自身が対応を予想する図上型訓練（討論型訓練）を行い、非常時優先業務の見直しや、不足する事前対策の改善点の検討を行う。

訓練の実施にあたっては総務部総務課が事務局を務める。

平成 26 年度には前述のとおり、対応型訓練及び討論型訓練を実施したが、訓練には課題もみられた。例えば、対応型訓練は平日を対象としたが、より精度の高い参集人数の検証を行うには休日を対象として、想定される必要人数で対応する訓練の実施が望まれる。討論型訓練においても、災害対策班の構成員の人数を絞って行ったが、想定される職員構成で行ったほうがより班の実態に即した検討が可能になると考えられる。

訓練結果をふまえて訓練方法を改善し、より実効性の高い訓練を行う必要がある。

## **c) CHECK : 対策実施状況・訓練の評価**

各部の対策の実施状況を、総務部総務課が集約し、非常時優先業務の業務開始目標時間内での実施可能性が、どの程度改善しているかチェックする。とくに庁内全体でのボトルネックの解消状況に留意して、実施上問題のない非常時優先業務の増加状況を確認する。

また、訓練結果を踏まえて、非常時優先業務の追加や削除、業務開始目標時間の見直しを行う。

## **d) ACTION : 改善策の検討、業務継続計画の修正**

c) の評価によって新たな対策が必要となった場合は、完了対策の廃止、未完了対策の改善や促進、新たに必要な対策の検討などの改善策を検討する。

また、所掌事務や各種計画の見直し等によって非常時優先業務の加除などがあつたりした場合には、各業務の所管部課等と総務部総務課が協議し、業務継続計画を修正する。

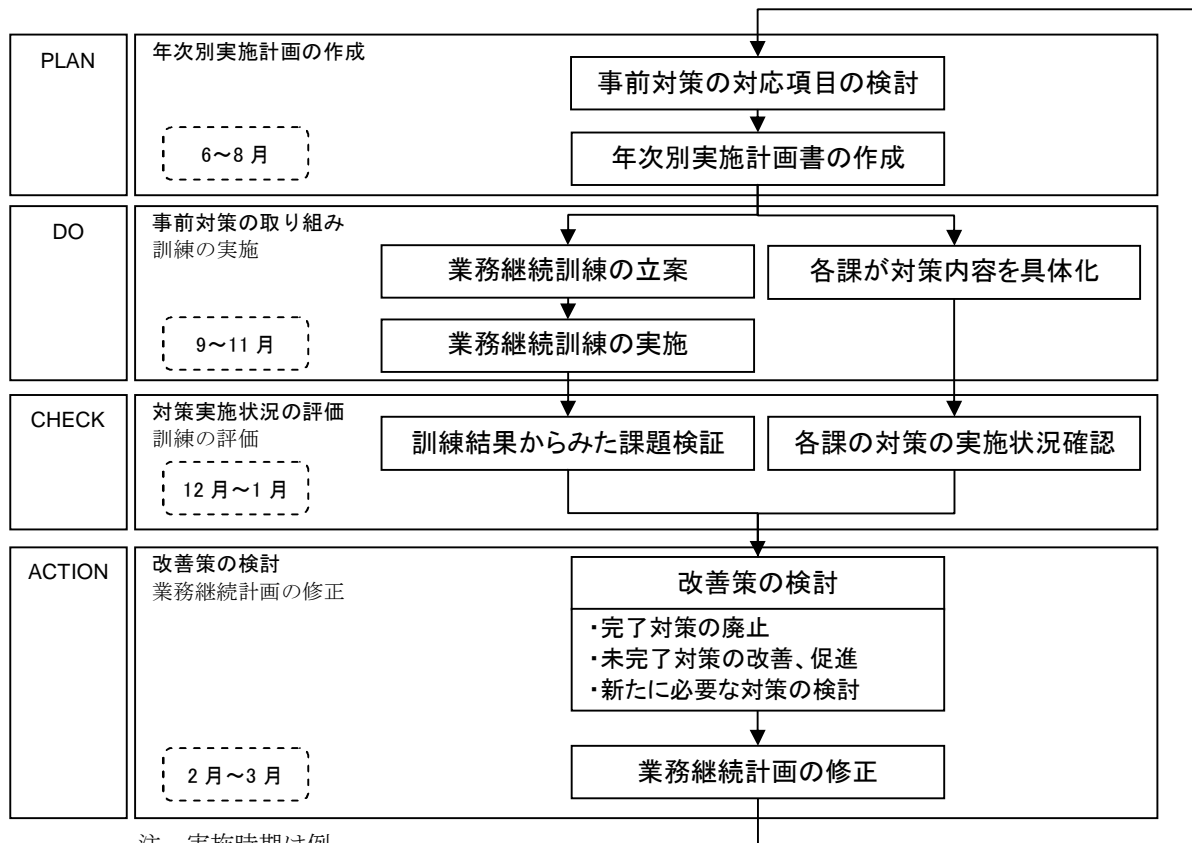


図 5.4.2 BCMのサイクル（例）

### (3) 業務継続マネジメントの推進体制

業務継続計画は以下の体制で今後推進していく。

#### a) 総務部総務課

業務継続マネジメントを主管し、上記のPDCAサイクルの実施に努め、訓練の実施や対策実施状況の評価等においては事務局として各部課等と連携し、業務継続のための事前対策全般を推進する。

#### b) 各部課等

自らの部課等が所管する非常時優先業務に関し、業務開始目標時間内に着手できるようにするための対策を検討し、総務部総務課と調整しながら対策を実施する。

飛島村業務継続計画（地震災害編）

[第三版]

平成 31 年 3 月改訂